

太宰府市教育委員会
教育長 井 上 和 信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 芳 賀 由 紀 子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 5 年 10 月 10 日付 5 太教ス第 212 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 7 月 25 日付 5 太教ス第 130-2 号で行った情報非公開決定処分¹の判断は妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 5 年 6 月 12 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報非公開決定（令和 5 年 7 月 25 日付 5 太教ス第 130-2 号）の処分に対し疑義があるというものである。

2 審査請求の経過

（1）情報公開請求

審査請求人は、令和 5 年 6 月 12 日、実施機関に対し、情報公開条例第 6 条の規定に基づき、情報公開を請求した。

当該請求に係る内容は、「太宰府市総合体育館指定管理 収支計画書」（以下「収支計画書」という。）に記載の「⑥施設維持管理費 音響設備保守点検業務 2,442 千円 仕様書別表 9」について、情報公開請求 1 として、「仕様書別表 9」の公開を、情報公開請求 2 として、「仕様書別表 9」に基づき算出した 2,442 千円の算出根拠（数値根拠）（以下「本件文書」という。）の公開を請求するものである。

（2）情報公開決定期間延長

実施機関は、令和 5 年 6 月 21 日 5 太教ス第 91 号通知において、審査請求人に対し、情報公開条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、「公開請求のあった事項について、資料の精査等に時間を要するため。」として、情報公開決定期間延長通知書により、決定期限を令和 5 年 7 月 26 日に延長した。

（3）情報公開決定及び情報非公開決定

実施機関は、情報公開請求1について、令和5年7月25日付5太教ス第130-1号通知において、審査請求人に対し、情報公開条例第7条の規定に基づき、情報の公開決定を行った。

また、情報公開請求2について、同日付5太教ス第130-2号通知において、審査請求人に対し、情報公開請求に係る情報について、文書が存在しないことを理由に非公開とする決定を行った。

(4) 審査請求

審査請求人は、5太教ス第130-2号通知における非公開決定に対し、令和5年9月26日に実施機関に対し、文書不存在との回答が来たが納得できないとし、審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和5年10月25日付の反論書及び同年11月8日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

収支計画書に記載の音響設備保守点検業務の2,442千円について、金額にはその根拠が必ずあるはずで、それを要求しているのに、文書不存在はあり得ない。令和3年度から令和7年度まで毎年同一金額が本当に必要なら具体的な根拠を公開すべきである。他の項目においても同様なことが言える。市民の血税を使うのだから本当に必要なら開示願いたい。

(2) 反論書、口頭意見陳述

収支計画書にある令和3年度から令和7年度までの経費の中で音響設備保守点検業務として2,442千円が毎年度、計上されている。同一金額の2,442千円を毎年保守点検費用として計上するには根拠があるはずである。本当にその金額が必要であるなら具体的な根拠を公開すべきである。なぜ公開せずに秘密裏にするのか理解できない。市の記録は一定期間の保存が当然の義務だと信じるので不存在は理解できない。

指定管理者制度は、多様化する市民のニーズにより効率的・効果的に対応するため地方自治法第244条の2に根拠が定められている。指定管理者制度は指定管理者が独自の工夫により管理運営できるものであるにしても、算出根拠があるはずであり、公開すべきである。事実、議会では236万2,800円と具体的な数値まで回答していたのだから、この明細を開示してほしい。

指定管理者ガイドライン第6条の(業務の要領)に、業務上必要となる業務の要領については、業務仕様書に従い市の承認を受けねばならない事と明記されている。(原文のまま)常識的に考えても規模の大小にかかわらず、物の売買、修理、修繕の際には見積書、請求書、領収書を必ず取るのが一般的な常識だが、それが欠けているように感じる。財政が苦しい中、市民の血税を使うのだから、堂々と開示してほしい。

2 実施機関の主張の要旨

令和5年10月10日付5太教ス第212号の弁明書及び同年11月8日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 本件処分の内容

審査請求人が令和5年6月12日に行った情報公開請求について、審査請求人は指定管理料と業務委託料を混同し、個別の内訳算出資料が存在することを前提として請求された音響設備保守点検費算出根拠資料につき、実施機関はこれを作成または取得していないとして文書不存在による非公開としたものである。

(2) 本件処分の理由

ア 指定管理者制度について

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間事業者等の保有する専門知識や技術的なノウハウを活用することで市民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。決められた業務を仕様書どおりに行う業務委託に対し、指定管理者制度は独自の工夫により管理運営ができるものである。指定管理料とは、指定管理業務の実施に必要なと見込まれる経費の総額から、利用料金収入その他の指定管理業務から見込まれる収入の総額を差し引いて算定されることとされており、指定管理業務に要する経費を賄うために市は指定管理者に指定管理料を支払うものである。

指定管理者が指定管理業務の実施に必要なと見込まれる経費には音響設備保守点検費も含まれるが、実施機関が指定管理者に支払う指定管理料は、指定管理料のうち、幾らを音響設備点検保守費に充てるといった内訳を有するものではない。このことから、実施機関は本件文書を作成していない。

イ 実施機関が保有する文書について

指定管理者が行う実施機関への報告書類等の作成及び提出については、「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定に関する基本協定書」第16条に規定しているが、音響設備保守点検費算出根拠資料のような事業経費に係る積算根拠等について提出する規定はない。したがって、指定管理者に作成及び提出を求めているため、実施機関は本件文書を保有していない。

なお、収支計画書は指定管理者を公募する際に事業者から提出された文書であり、記載の2,442千円はその段階の数値で、議会において回答した236万2,800円は、事業報告における決算額である。

第4 審査会の判断

1 本件請求が対象とする処分及び公開請求に係る情報の内容

本件において、審査請求の対象となっている情報は、請求人が令和5年6月12日付け「情報公開請求書」に添付している「太宰府市総合体育館指定管理収支計画書」の「⑥施設維持管理費 音響設備保守点検業務」「2,442千円」について「仕様書別表9に基づき算出した2,442千円の算出根拠（数値根拠）」であると特定した。本件収支計画書は、令和3年度からの「太宰府市立太宰府史跡水辺公園」及び「太宰府市総合体育館」の指定管理者を公募した際に、令和2年11月12日にシンコースポーツ九州株式会社から太宰

府市に提出されたものである。実施機関が文書不存在を理由として情報を非公開としたことの妥当性について検討する。

2 実施機関の文書が存在しないとの主張の妥当性

実施機関からの説明によると、本件収支計画書は実施機関が作成したものではなく、令和3年度からの「太宰府市立太宰府史跡水辺公園」及び「太宰府市総合体育館」の指定管理者を公募した際に、令和2年11月12日にシンコースポーツ九州株式会社から太宰府市に提出されたものであるとのことであった。そして、公募の際の募集要項においても、収支計画書の各項目の算出根拠までは資料として提出を求めておらず、実施機関の手元にはないとの説明であった。また、実施機関は弁明書において「指定管理者が指定管理業務の実施に必要なと見込まれる経費には音響設備保守点検費も含まれるが、実施機関が指定管理者に支払う指定管理料は、指定管理料のうち、幾らを音響設備保守点検費に充てるといった内訳を有するものではない。このことから、実施機関は本件文書を作成していない。」「指定管理者に作成及び提出を求めていないため、実施機関は本件文書を保有していない。」と述べている。このような実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。そして、当時の『「太宰府市立太宰府史跡水辺公園」及び「太宰府市総合体育館」指定管理者募集要項』には、申請書類として①指定管理者指定申請書（様式第1号）、②グループ応募構成書（様式第1号の2）、③事業計画書（様式第2号）、④収支計画書（様式第3号）、⑤人件費業務案分表（様式第3号の2）、⑥スポーツ推進計画等事業収支内訳書（様式3号の3・4）、⑦指定管理者自主事業収支計画書（様式第4号）、⑧定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類、⑨役員の名簿及び履歴を記載した書類、⑩会社の登記簿謄本、⑪団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書又はこれらに類する書類、⑫国税、県税、市税について滞納がないことを証明する書類、⑬会社概要、⑭当該施設と同種同類の指定管理者または同種同類の施設の管理運営実績を示す書類、のみが記載されており、算出根拠（数値根拠）は記載されていなかった。よって、応募業者からは提出されておらず、実施機関としても提出を求めていなかったことが推測される。

よって、審査請求の対象となっている情報について、実施機関は保有していないものと考えられる。

3 結論

以上のとおり、審査請求の対象となっている情報について、実施機関は保有していないものと考えられるため、文書不存在を理由として情報を非公開とした処分は妥当である。

なお、請求人から、口頭意見陳述の中で、実施機関に対して職務遂行においては厳格な意識を持ってもらいたい、是正すべき点は是正してほしい、という強い要望があったことを付言しておく。

第5 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和5年11月8日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和5年11月15日 第2回審査会（審議）